

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から平成 28 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 いなか暮らし遊佐応援団

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの町民、及び不特定多数の移住希望者に知っていただくために、ホームページの開設準備委員会を発足させる。
- ・当初の重点事業は空き家の登録を促進することであり、その為にも、町民に対する啓蒙・啓発活動を広範に、かつ粘り強く展開し、空き家登録事業を軌道に乗せていく。
- ・「移住・定住促進事業」については、当初はホームページの移住者向けサイト制作に注力する。
- ・移住・定住促進事業の目玉事業である「遊佐体感・体験プロジェクト」については、遅くとも 27 年度中盤からの実施を目指す。
- ・起業支援事業は、資金及び人材の確保に係る仕組み作りを行う。
- ・「遊佐町の第一次産業の支援事業」、及び「耕作放棄地の利活用事業」については、初年度はできるところから着実に展開していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①空き家利活用事業 *行政の委託を受けて行う事業。	①- i) NPO 法人が、本事業を推し進める中で出てくる問題について、行政に報告するとともにその解決策を行政と協議する。	①- i) (A) 月 1 回程度を予定⇒①- ii) 報告後に集中協議 (B) 町役場 (C) 2 名	(D) 空き家所有者 (E) 不特定多数	—
	①- ii) 空き家実態調査及びアンケートの実施 ア) 空き家実態調査 市場に出ていない良質中古物件の把握 イ) 空き家所有者の空き家活用意向調査 ・データベース化 ・行政に報告 ・この調査をもとに NPO 法	①- ii) (A) 年間を通じて調査を行うが、毎月集約できた分をデータベース化し、集計後に報告 (B) 空家所有者宅 (C) 4 名～5 名	(D) 空き家所有者並びに隣接住民 (E) 不特定多数	—

	<p>人の年間空き家登録目標を立てていく</p> <p>①-iii) NPO 法人は、行政と共に、空き家所有者並びに遊佐町民に対して「町内の空き家の現状とその弊害、空き家登録制度の目的と意義」、及び「空き家条例」の趣旨についての啓蒙・啓発活動を行う。</p> <p>・ツールとしての「Q&A 集」、「パンフレット」等の原案は NPO 法人が作成する。</p> <p>・行政は広報等を通じ意識啓発・啓蒙活動を行い、NPO 法人は日常の登録促進事業にこのツールを利用する。</p> <p>①-iv) 集落の区長に対して、本制度の説明並びに協力要請活動を行う。</p> <p>区長から要請があれば集落において説明会等を行う。</p> <p>①-v) 活用可能空き家所有者に対する登録促進活動を行う。⇒建築業者との提携</p> <p>・活用提案</p> <p>・管理・改修提案</p> <p>(・除去提案)</p> <p>*上記何れも国・県・遊佐町の支援制度を紹介する</p> <p>同時に、空き家所有者が抱える様々な事情に対して解決策を提案して行く。</p> <p>*管理されていない良質空き家の所有者に対しての管理提案活動を行うなかで、当 NPO 法人は「空き家管理事業」の可能性を模索する。</p> <p>①-vi) 登録空き家所有者、並びに区長に対して、当該物件登録後の「引き合い」状況について随時報告する。⇒郵送、電話、訪問</p> <p>①-vii) 移住者入居後に、当該移住者並びに隣接住民に対するアフターケアを行う。</p>	<p>①-iii) 啓発ツール作成は</p> <p>(A) 平成 27 年 5 月までに作成する。</p> <p>(B) NPO 法人事務所</p> <p>(C) 4 名～5 名</p> <p>①-iv)</p> <p>(A) 不定期</p> <p>(B) 各集落区長宅及び公民館</p> <p>(C) 2 名</p> <p>①-v)</p> <p>(A) 週に 2 日ほど</p> <p>(B) 各集落並びに空き家所有者宅</p> <p>(C) 4 名～5 名</p> <p>①-vi)</p> <p>(A) 最低月 1 回</p> <p>(B) 空き家所有者宅及び電話か書面</p> <p>(C) 3 名</p> <p>①-vii)</p> <p>(A) 2 月に 1 回程度訪問</p> <p>(B) 移住者宅及び隣</p>	<p>(D) 空き家に隣接する家の町民及び集落</p> <p>(E) 不特定多数</p> <p>(D) 空き家所有者</p> <p>(E) 不特定多数</p> <p>(D) 空き家所有者</p> <p>(E) 不特定多数</p> <p>(D) 登録を行った空き家所有者並びに当該地区区長</p> <p>(E) 不特定</p> <p>(D) 移住者並びに空き家隣接住民</p> <p>(E) 不特定多</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(通信費) 20</p> <p>—</p>
--	--	---	---	---

	<p>①-viii) 空き家登録事業の先進的自治体視察を行う。 ・長野県佐久市を想定</p> <p>①-ix) 行政借上げ空き家のリフォーム事業 *この事業は、現在行政がIJU 協議会に委託している本事業の運用を NPO 法人が受託するもの</p> <p>①-x) 新たに発生する空き家を把握する仕組みを考える。</p> <p>①-xi) 将来的には NPO 法人による空き家利活用事業の立ち上げを考える。 ・先祖が造った貴重な資産を活用し、物を大切にすることを思い起こし、リフォームすることで新たな価値を創り出す。・・・「もったいない」。</p>	<p>接住民宅 (C) 4名～5名</p> <p>①-viii) (A) 年一回程度 (B) 不特定の自治体及びNPO 法人 (C) 2～3名</p> <p>①-ix) (A) 年3軒 (B) 行政借上げ空き家 (C) 2名</p> <p>①-xi) (A) 平成26年4月 (B) NPO 法人事務所 (C) 4名～5名</p> <p>①-xi) (A) 平成26年度中 (B) NPO 法人事務所 (C) 10名ほど</p>	<p>数</p> <p>(D) — (E) —</p> <p>(D) 登録空き家賃借人 (E) 6名程度</p> <p>(D) 遊佐町民 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 空き家所有者及び遊佐町民 (E) 不特定多数</p>	<p>(旅費交通宿泊費) 70</p> <p>10,500</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>②移住・定住促進事業 *行政の委託を受けて行う事業</p>	<p>②-i) ホームページ(以下H.P という)の開設並びにパンフレットの作成を行う。 ・H.P 開設準備委員会をH26年中に設置する。 ・「空き家バンク」の運営を行政から受託する。 ・定住制度等は役場 H.P とリンク。 ・「空き家バンク」の仕様について行政と協議する</p> <p>②-ii) 遊佐町空き家物件内覧&遊佐体感・体験プロジェクトを以下の三つの事業を通して展開する。 A) いつでも、思う存分、遊佐を楽しむ!遊佐で遊ぶ!プロジェクト・・・随時受付(遊佐を知る、遊佐に通う、遊佐に住む) B) 遊佐で“創る”を体験</p>	<p>②-i) (A) 平成27年8月までに開設 (B) NPO 法人事務所 (C) 10名ほど</p> <p>②-ii) (A) 随時 (B) 遊佐町内 (C) 多数</p>	<p>(D) 全国の移住希望者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 移住希望者及び田舎体験を望む人 (E) 200名～300名</p>	<p>(H.P 作成費用、更新費用) 520</p> <p>(イベント費用、郵送費、パンフレット制作代、農業道具等) 2,000</p>

	<p>するプロジェクト（野菜作り、森づくり、自然の中での“創る”、を体験してみよう）</p> <p>C) “遊佐で住む”を考え、遊佐暮らしを体感・体験し、空き家を見つけて頂くプロジェクト</p> <p>★上記各体験事業で、地元との交流を重視する。</p> <p>②-iii) 移住者の移住後の『遊びや楽しみ（野菜作り、釣り、登山など）』をフォローするボランティアの発掘及び登録事業</p> <p>②-iv) 不動産業者と行政は、家屋や土地などの情報の共有化、及び仲介業務等に関して協定を結ぶ。 ・NPO法人は協定内容について行政と協議する。</p> <p>②-v) 主に東京で行われる移住希望者の相談会において、行政と共に宣伝活動を展開する</p> <p>②-vi) 空き家所有者並びに移住者の手助けボランティア活動を行う 例) 空き家の改修手伝い、登録空き家の清掃作業など ・ボランティア要員を登録</p> <p>②-vii) 「遊佐に暮らし隊」組織化事業 ・登録空き家情報利用者に対する情報提供事業⇒メール、郵送、電話</p> <p>②-viii) 雑誌「田舎暮らしの本」発行出版社や「ふるさと回帰支援センター」等、</p>	<p>②-iii) (A) 平成27年8月までに最底限の人数を確保し、以後継続して登録メンバーを増やしていく。 (B) NPO法人事務所 (C) 10名ほど</p> <p>②-iv) (A) 平成27年5月までに契約締結 (B) NPO法人事務所 (C) 4名～5名</p> <p>②-v) (A) 「NPO法人ふるさと回帰支援センター」等による移住希望者を対象としたイベントが開催される とき (B) 主に東京 (C) 2名</p> <p>②-vi) (A) 必要とされる時、随時 (B) 当該空き家 (C) 4名～5名</p> <p>②-vii) (A) NPO法人設立時から継続的に月1回を目途に行う。 (B) NPO法人事務所 (C) 3名</p> <p>②-viii) (A) 当該団体及び会社がイベントを開催</p>	<p>(D) 移住希望者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 移住希望者並びに空き家所有者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 移住希望者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 空き家所有者並びに移住者 (E) 不特定</p> <p>(D) 移住希望者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 遊佐町町民及び移住希望者</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>(交通宿泊費) 160</p> <p>(工具及び清掃用具等) 100</p> <p>(郵送費) 20</p> <p>(宣伝費用・交通宿泊費等はIJU協議会</p>
--	--	--	--	--

	<p>田舎暮らし・移住に関する事業を展開する在京団体、及び生活クラブ生協との連携を目指す。 具体的には、上記団体等のH.Pとのリンク、取材要請、共同企画作り等（時に、広告掲載）</p> <p>②-ix) 「遊佐での暮らしなんでも相談窓口」の開設 ・他のサポート事業も含め、遊佐に移住してからの“安心”感を醸成する</p> <p>②-x) NPO 法人が本事業を推し進める中で出てくる「町の制度上の課題や助成の在り方」等について、行政に協議する場を設けて頂き、解決施策を提言する。</p> <p>②-xi) 空き家内覧希望者の現地案内事業 ・移住相談会を定期的実施する。</p> <p>②-xii) 体感・体験宿泊施設を確保し、運営を行う事業 ・宿泊施設は NPO 法人が借りる</p> <p>②-(13) 本事業参加者に対して、一次製品のオーナーになって頂くなど、遊佐の特産品を購入していただく仕組みを考える</p> <p>②-(14) 本事業を推進するに当たり、豊島区など首都圏や仙台圏の自治体との提携を模索⇒初年度は計画立案期間とする</p> <p>★NPO 法人は、空き家登録事業を軌道に乗せたうえで、年間の移住人口を数値目標化する。</p>	<p>する日 (B) 当該団体及び会社にて (C) 4名～5名</p> <p>②-ix) (A) 平成 27 年 5 月までに開設 (B) NPO 法人事務所 (C) 4名～5名</p> <p>②-x) (A) 月 1 回程度を予定 (B) 町役場 (C) 2名</p> <p>②-xi) (A) 随時 (B) 遊佐町内登録空き家 (C) 4名～5名</p> <p>②-xii) (A) 平成 27 年度中に施設を確保する (B) 遊佐町内 (C) 4名～5名</p> <p>②-(13) 初年度は準備期間 (A) 随時 (B) NPO 事務所 (C) 4名～5名</p> <p>②-(14) (A) 東京等でのイベントに参加時 (B) NPO 事務所 (C) 2名</p>	<p>(E) 不特定多数</p> <p>(D) 移住者 (E) 不特定</p> <p>(D) 移住希望者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 移住希望者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 移住希望者及び都市部の不特定多数の住民 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 体験希望者並びに一次製品生産者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 体験希望者 (E) 不特定多数</p>	<p>が負担)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(お土産代 30 名を想定) 50</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(旅費等) 70</p>
--	--	---	--	--

	<p>★本事業を通じて遊佐を訪れる人に対してアンケートを実施し、常に事業内容を見直していく。</p> <p>★空家賃貸については、1年間のお見合い期間を設けたうえで本契約をする。という制度導入も検討する。</p>			
<p>③遊佐町の第一次産業の支援事業 *事業主体は未定</p>	<p>③-i) 遊佐町の物産の販路を開拓し、遊佐の産物が少しでも高く売れる販路を開拓する。</p> <p>・インターネット販売や都市部の販売店との提携</p> <p>③-ii) 本事業に賛同してくれる農家、漁業従事者の組織化を模索する</p>	<p>③-i)</p> <p>(A) 平成27年度中は計画作成・検討期間</p> <p>(B) NPO 法人事務所</p> <p>(C) 10名ほど</p> <p>③-ii)</p> <p>(A) 販売開始後随時</p> <p>(B) NPO 法人事務所及び生産者団体(宅)</p> <p>(C) 4名～5名ほど</p>	<p>(D) 遊佐町の農家及び漁業従事者</p> <p>(E) 不特定多数</p> <p>(D) 遊佐町の農家及び漁業従事者</p> <p>(E) 不特定多数</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>④起業支援事業 *事業主体は未定</p>	<p>④-i) 遊佐の特産品である金俣蕎麦が食べられるお店の起業を支援する。</p> <p>*本事業は、最近になって店じまいをした地場産の金俣蕎麦のお店を復活させる事業を通じて金俣地区の蕎麦産業の育成を図る事業</p> <p>*本事業に於いては、味は勿論、全てにおいて魅力がある店を創り出して地域1番店をめざす。近隣自治体からの誘客を狙う。</p> <p>④-ii) 地元の若者や移住者が求める憩いの場として、おしゃれな店の開業を支援する。初年度はどのような支援ができるかを検討する</p> <p>④-iii) 起業支援に必要な資金及び人材確保の仕組みを考える</p> <p>1) 起業支援ネットファン、ふるさと納税制度、社会的投資等を利用した資金面での起業支援策について検討する。</p> <p>2) 魅力があり、リピーターを獲得できる商品、販売品を創ることができる人材の確保若しくは育成について考える。</p>	<p>④-i)</p> <p>(A) 本年度は検討期間</p> <p>(B) NPO 法人事務所及び金俣地区生産者組合事務所</p> <p>(C) 10名ほど</p> <p>④-ii)</p> <p>(A) 本年度は検討期間</p> <p>(B) NPO 法人事務所</p> <p>(C) 法人職員2名と多くの若者</p> <p>④-iii)</p> <p>(A) 本年度は検討期間</p> <p>(B) NPO 法人事務所</p> <p>(C) 10名ほど</p>	<p>(D) 金俣地区蕎麦生産者及び遊佐町町民</p> <p>(E) 不特定多数</p> <p>(D) 地元の若者を中心とした遊佐町民</p> <p>(E) 未定</p> <p>D) 地元の若者を中心とした遊佐町民</p> <p>(E) 未定</p>	<p>(予備的活動費) 100</p> <p>—</p> <p>—</p>

	・若者の発想を中心に展開するこの事業は、事業に賛同して寄付等を行っていただく人に対しての御礼を行い、同時に寄付者を会員化することによって遊佐への交流を促進する。			
⑤耕作放棄地の利活用事業 *授業主体は未定	⑤-i)本事業の先進的取り組みを行っている秋田県三種町のNPO 法人一里塚等の視察を行う。 *本利活用事業については、初年度は計画立案を行う ⑤-ii)遊佐町役場や農業委員会と協議して本事業実施の可能性を探っていく	⑤-i) 計画立案のための視察 (A)平成26年中に1回若しくは2回 (B)視察先自治体及びNPO 法人事務所 (C)10名ほど ⑤-ii) 本事業は、上記⑥-i)の計画進捗状況と並行して推進していく (A)平成27年度中 (B)町役場及び農業委員会事務所 (C)4名~5名	(D)遊佐町民 (E)不特定多数 (D)耕作放棄地所有者及び遊佐町民 (E)不特定多数	— —
⑥その他目的を達成するために必要な事業	この事業は、移住定住促進事業の体感・体験プロジェクト『②-ii)』利用者が、NPO 法人が提携する宿泊施設業者、及びプロジェクトを実施する事業者並びに個人に対し支払う宿泊料、及び参加費の中から数%の主催者事務手数料を徴収する事業	A)年間を通して随時 B)遊佐町内 C)多数	(D)遊佐町民 (E)不特定多数	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
遊佐町の第一次製品の販売事業 *本事業で得る収益は、本NPO法人の運営に充てる。(特に事務所費用など)	遊佐町の第一次製品小売店との競合にならないように、主に「体感・体験事業」の参加者に対して行っていく。販売する商品は味の面で厳選し、リピーターを確保する。 同時に④-i)のネットを通じた販売などの道も模索し、もって生産者の収入増を図る。	(A)平成27年5月までに実施の 目途をたてる (B)現在のところは、「体感・体験宿泊施設」に販売所を設ける計画 (C)4名~5名	(販売に必要な備品整備) 50

28 年度の事業計画書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 いなか暮らし遊佐応援団

1 事業実施の方針

- ・本 NPO 法人の中核事業である「空き家利活用事業」、及び「移住・定住促進事業」については、引き続きそれら事業を強力に推し進めていくが、H.P を利用した移住・定住促進事業に重点を移した事業展開を行っていく。
- ・移住・定住促進事業に係る、体験事業については、体感・体験メニューを一層魅力的なものとして昇華させつつ、都市部からの参加者増加策を講じていく。
- ・起業支援事業は、本年度からの事業実施を目標とする。
- ・「遊佐町の第一次産業支援事業」、及び「耕作放棄地の利活用事業」については、平成 28 年度は、実施できる事業は実施しながらも、29 年度事業計画書に、更に具体的な事業内容を描けるように事業展開をしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①空き家利活用事業	①- i) 前年度に引き続き、NPO 法人が本事業を推し進める中で出てくる問題について、行政に報告するとともにその解決策を行政と協議する。	①- i) (A) 月 1 回程度を予定 (B) 町役場 (C) 4 名～5 名	(D) 問題を抱える空き家所有者 (E) 不特定多数	—
	①- ii) 前年度に引き続き、空き家物件調査及びアンケートの実施 ア) 空き家実態調査 市場に出ていない良質中古物件の把握 イ) 空き家所有者の活用意向調査 ウ) 空き家管理事業 ・データベース化 ・行政に報告 ・空き家登録目標を設定して行く。	①- ii) (A) 1 年を通して前年度未調査分及び不完全調査物件を再調査 (B) 空家所有者宅 (C) 4 名～5 名	(D) 空き家所有者並びに隣接住民 (E) 不特定多数	—

	<p>*前期調査活動のなかで、管理されていない良質空き家の「空き家管理事業」の採算が合うと判断できた場合には、この事業を立ち上げる。</p> <p>①-ii) 前年度に引き続き、集落の区長に対して、本制度に対する協力要請活動を行う。また、区長から要請があれば集落等において説明会等を行う。</p> <p>①-iii) 前年度に引き続き、空き家所有者に対する登録促進活動を行う。 同時に、空き家所有者が抱える様々な事情等について、解決策を提案して行く。</p> <p>①-iv) 登録空き家所有者、並びに区長に対して、当該物件登録後の「引き合い」状況について随時報告する。主に郵送、電話、訪問</p> <p>①-v) 前年度に引き続き、移住者入居後に、当該移住者並びに隣接住民に対するアフターケアを行う。</p> <p>①-vii) 空き家登録事業の先進的自治体視察</p> <p>①-viii) 行政借上げ空き家のリフォーム事業</p> <p>①-ix) 新たに発生する空き家を把握する仕組みを考える。</p> <p>①-x) NPO 法人による空き</p>	<p>①-ii) (A) 不定期 (B) 各集落区長宅及び公民館 (C) 4名～5名</p> <p>①-iii) (A) 毎週2日ほど (B) 各集落並びに空き家所有者宅 (C) 4名～5名</p> <p>①-iv) (A) 月1回 (B) 空き家所有者宅及び電話か書面 (C) 4名～5名</p> <p>①-v) (A) 2ヶ月に1回程度の訪問 (B) 移住者宅及び隣接者宅 (C) 4名～5名</p> <p>①-vii) (A) 年一回程度 (B) 不特定の自治体及びNPO法人 (C) 2名</p> <p>①-viii) (A) 年3軒～5軒随時 (B) 行政借上げ空き家 (C) 4名～5名</p> <p>①-ix) (A) 平成28年度から実施 (B) 遊佐町内 (C) 4名～5名</p> <p>①-x) (A) 平成27年度中</p>	<p>(D) 空き家に隣接する家の町民及び集落 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 空き家所有者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 登録を行った空き家所有者並びに当該地区区長 (E) 不特定</p> <p>(D) 移住者並びに空き家隣接住民 (E) 不特定多数</p> <p>(D) — (E) —</p> <p>(D) 登録空き家賃借人 (E) 6名程度</p> <p>D) 遊佐町民 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 空き家所有者及び利用</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>(通信費) 20</p> <p>—</p> <p>(旅費) 70</p> <p>10,500</p> <p>—</p> <p>—</p>
--	---	--	--	---

	<p>家利活用事業の立ち上げを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先祖が造った貴重な資産を活用し、物を大切にすることを思い起こし、リフォームすることで新たな価値を創り出す。・・・「もったいない」。 	<p>に具体化した事業に着手する</p> <p>(B) 遊佐町内 (C) 多数</p>	<p>者 (E) 不特定多数</p>	
②移住・定住促進事業	<p>②-i) H.P を利用した情報発信に力を入れることによって、移住者増を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力的で分かり易い H.P 情報の更新 ・鮮度の高い情報の提供に努力する。 <p>②-ii) 初年度に引き続き、遊佐町空き家物件内覧&遊佐体感・体験プロジェクトを以下の三つの事業を通して展開し、プログラムの充実を図る。</p> <p>A) いつでも、思う存分、遊佐を楽しむ、遊佐で遊ぶプロジェクト・・・ 随時受付（遊佐を知る、遊佐に通う、遊佐に住む）</p> <p>B) 遊佐で“創る”を体験するプロジェクト（野菜作り、森づくり、自然の中での“創る”、を体験してみよう）</p> <p>C) “遊佐で住む”を考え、遊佐暮らしを体感・体験し、空き家を見つけて頂くプロジェクト</p> <p>②-iii) 移住者の移住後のケアを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の移住後の『遊びや楽しみ』をフォローするボランティア事業 ・移住者購入（賃借）空き家のゴミ処理や改修作業を手伝う事業 ・移住者に対する「遊佐での暮らしなんでも相談窓口」事業 <p>②-iv) 前年に引き続き、主に東京で行われる移住希望者の相談会において宣伝活動を展開する</p>	<p>②-i)</p> <p>(A) 常時 (B) NPO 法人事務所 (C) 4名～5名</p> <p>②-ii)</p> <p>(A) 随時 (B) 遊佐町内 (C) 多数</p> <p>②-iii)</p> <p>(A) 随時 (B) 当該空き家（買上げ、及び貸し空き家） (C) 多数</p> <p>②-iv)</p> <p>(A) 「NPO 法人ふるさと回帰支援センター」等による移住希望者を対象としたイ</p>	<p>(D) 移住希望者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 移住希望者及び田舎体験を望む人 (E) 200名～300名</p> <p>(D) 移住者及び空き家所有者 (E) 不特定多数</p> <p>(D) 移住希望者 (E) 不特定多数</p>	<p>(情報更新費・サーバー料等) 20</p> <p>(イベント費用、郵送費、パンフレット制作代、農業道具代金等) 2,000</p> <p>(備品・消耗品) 100</p> <p>(旅費交通費) 160</p>

		<p>イベントが開催される とき (B) 主に東京 (C) 2名</p>		
	<p>②-v) 「遊佐に暮らし隊」 囲い込み ・登録空き家利用者に対する 情報提供事業・メール、 郵送、電話</p>	<p>②-v) (A) 月に1回 (B) NPO 法人事務所 (C) 3名</p>	<p>(D) 移住希望 者 (E) 不特定多 数</p>	(通信費) 20
	<p>②-vi) 雑誌「田舎暮らしの 本」発行出版社や「ふるさと 回帰支援センター」等、 移住に関する事業を展開する 在京団体との提携を目指す。 ・HP のリンク、取材要請、 共同企画 (時に、広告掲載)</p>	<p>②-vi) (A) 当該団体及び会 社がイベントを開催 する日 (B) 当該団体及び当 該会社にて (C) 4名～5名</p>	<p>(D) 移住希望 者 (E) 不特定多 数</p>	<p>宣伝広告費・ 交通宿泊費等 は IJU 協議会 が負担) 0</p>
	<p>②-vii) 前年度に引き続き、 NPO 法人が本事業を推し進 める中で出てくる、「町の 制度上の課題や助成の在り 方」等について、行政に協 議する場を設けて頂き、解 決施策を提言する。</p>	<p>②-vii) (A) 月一回程度を予 定 (B) 町役場 (C) 4名～5名</p>	<p>(D) 移住希望 者 (E) 不特定多 数</p>	—
	<p>②-viii) 空き家内覧希望者の 現地案内事業</p>	<p>②-viii) (A) 随時 (B) 遊佐町内 (C) 4名～5名</p>	<p>(D) 移住希望 者 (E) 不特定多 数</p>	(お土産代 30 名を想定) 50
	<p>②-ix) 体感・体験宿泊施設 の運営を行う事業 ・宿泊施設は NPO 法人が借 りる</p>	<p>②-ix) (A) 平成 28 年度か ら運営を開始する (B) 遊佐町内 (C) 4名～5名</p>	<p>(D) 移住希望 者及び都市部 の不特定多数 の住民 (E) 不特定多 数</p>	(家賃・水光 熱費) 1,000
	<p>②-x) 本事業参加者に対し て、一次製品のオーナーに なって頂くなど、遊佐の特 産品を購入していただく仕 組みを考える</p>	<p>②-x) (A) 前年度計画を基 に随時実施 (B) 体感・体験施設 (C) 10名ほど</p>	<p>(D) 体験希望 者並びに一次 産品生産者 (E) 不特定多 数</p>	—
	<p>②-xi) 前年度に引き続き、 本事業を推進するに当た り、豊島区など首都圏や仙 台圏の自治体との提携を模 索⇒初年度は計画立案期間 とする</p>	<p>②-xi) (A) 働きかけは年 2 回 (東京でのイベン ト時等を行う) (B) NPO 事務所 (C) 2名</p>	<p>(D) 体験希望 者 (E) 不特定多 数</p>	(旅費等) 80

	<p>★NPO 法人は、空き家登録事業を軌道に乗せたうえで、年間の移住人口を数値目標化する。</p> <p>★本事業を通じて遊佐を訪問する人にアンケートを実施し、常に事業内容を見直していく</p>			
③遊佐町の第一次産業の支援事業	<p>③-i) 遊佐町の産物の販路を開拓し、遊佐の産物が少しでも高く売れる道を開拓する。</p> <p>・インターネット販売や都市部の販売店との提携</p> <p>③-ii) 本事業に賛同してくれる農家、漁業従事者の組織化</p> <p>*本事業に関しては、NPO 法人は手数料等は取らず、必要経費の徴収のみとする。</p>	<p>③-i)</p> <p>(A) 前年度の計画策定進捗状況による</p> <p>(B) NPO 法人事務所及び生産者団体(宅)</p> <p>(C) 多数</p> <p>③-ii)</p> <p>(A) ④-i) 事業進捗状況に合わせる</p> <p>(B) NPO 法人事務所及び生産者団体(宅)</p> <p>(C) 4名～5名</p>	<p>(D) 遊佐町の農家及び漁業従事者</p> <p>(E) 不特定多数</p> <p>(D) 遊佐町の農家及び漁業従事者</p> <p>(E) 不特定多数</p>	<p>(予備費) 100</p> <p>—</p>
④起業支援事業	<p>④-i) 遊佐の特産品である金俣蕎麦が食べられるお店の起業を支援する。</p> <p>*本事業は、最近になって店じまいをした地場産の金俣蕎麦のお店を復活させる事業を通じて金俣地区の蕎麦産業の育成を図る事業。</p> <p>*本事業に於いては、味は勿論全てにおいて魅力がある店を創り出して地域1番店をめざす。近隣自治体からの誘客を狙う。</p> <p>④-ii) 地元の若者や移住者が求める憩いの場として、おしゃれな店の開業を支援する。</p> <p>④-iii) 起業支援に必要な、資金及び人材確保の仕組みを考える</p> <p>1) 起業支援ネットファン、ふるさと納税制度、社会的投資等を利用した資金面での起業支援策について検討する。</p> <p>2) 魅力があり、リピーターを獲得できる商品、販売品を創ることができる人材の確保若しくは育成につい</p>	<p>④-i)</p> <p>前年度の本事業計画立案進捗状況による</p> <p>(A) 随時</p> <p>(B) NPO 法人事務所及び金俣地区生産者組合事務所</p> <p>(C) 多数</p> <p>④-ii)</p> <p>前年度に計画した起業支援システム立案の進捗状況による</p> <p>(A) 随時</p> <p>(B) NPO 法人事務所</p> <p>(C) 多数</p> <p>④-iii)</p> <p>(A) 本年度は実施できるところから実施して行く</p> <p>(B) NPO 法人事務所</p> <p>(C) 法人職員2名と多くの若者</p>	<p>(D) 金俣地区蕎麦生産者及び遊佐町町民</p> <p>(E) 不特定多数</p> <p>(D) 地元の若者を中心とした遊佐町民と移住者</p> <p>(E) 未定</p> <p>D) 地元の若者を中心とした遊佐町民</p> <p>(E) 未定</p>	<p>(予備費) 100</p> <p>—</p> <p>(ホームページ増ページ費用) 100</p>

	<p>て考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の発想を中心に展開するこの事業は、事業に賛同して寄付等を行っていただく人に対しての御礼を行い、同時に寄付者を会員化することによって遊佐への交流を促進する。 			
⑤耕作放棄地の利活用事業	⑤-i)遊佐町役場や農業委員会と協議して本事業の実施可能性を協議していく	⑤-i) 平成28年度も協議期間とする (A) 随時 (B) 町役場及び農業委員会事務所 (C) 10名ほど	(D) 耕作放棄地所有者及び遊佐町民 (E) 不特定多数	(予備費) 50
⑥その他目的を達成するために必要な事業	この事業は、移住定住促進事業の体感・体験プロジェクト『②-ii)』利用者が、NPO 法人が提携する宿泊施設業者、及びプロジェクトを実施する事業者並びに個人に対し支払う宿泊料、参加費の中から数%の主催者事務手数料を徴収する事業	A)年間を通して随時 B)遊佐町内 C)多数	(D) 遊佐町民 (E) 不特定多数	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
遊佐町の第一次製品の販売事業 *本事業で得る収益は、本NPO法人の運営に充てる。(特に事務所費用並びに体感・体験施設賃貸費など)	遊佐町の第一次製品小売店との競合にならないように、主に「体感・体験事業」の参加者に対して行っていく。販売する商品は味の面で厳選し、リピーターを確保する。 同時に③-i)のネットを通じた販売などの道も模索し、もって生産者の収入増を図る。	(A) 春から秋にかけて (B) 体感・体験宿泊施設 (C) 多数	(備品購入費) 50